

小児慢性特定疾病医療費給付制度における 指定医の申請手続きについてのお知らせ

- 平成27年1月1日に「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、小児慢性特定疾病医療費給付制度を受給するには、指定医の作成した診断書（医療意見書）を添えて、申請する必要があります。
- 令和4年4月1日から小児慢性特定疾病指定医の申請先が一元化されました。医療意見書を作成する可能性のある勤務先医療機関が複数ある場合、申請先は主たる勤務先医療機関が所在する都道府県（指定都市・中核市の場合はその市）1か所のみになります。

【指定医の職務】

- 医療費給付の支給認定申請に必要な診断書（医療意見書）を作成すること。
- 国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。
- 患者データ（医療意見書の内容）を登録管理システムに登録すること。

【指定医の要件】

- 診断又は治療に5年以上従事した経験を有し、次の①又は②のいずれかの要件を満たす医師であること
 - ①厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること
 - ②都道府県市が定めた指定医研修を受講し、公印が押印された小児慢性特定疾病の修了証を交付されていること（※1）

【申請手続き等について】

次の書類を、以下の申請先に提出してください。（郵送可）

- ①小児慢性特定疾病指定医申請書
- ②経歴書：5年以上の診断又は治療に従事した経歴が確認できるもの
- ③医師免許証の写し
- ④専門医資格を証明する書類の写し：専門医資格がある方のみ
- ⑤研修修了証明書：上記（※1）の研修受講により資格要件を取得したかたのみ

【その他留意事項】

- 指定医の有効期間は指定の日から5年間です。5年ごとに更新が必要となります。
- 指定後、川口市から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定後、主たる勤務先医療機関及び氏名等を川口市のホームページに公表します。
- 指定内容に変更があったときは、指定を受けた川口市に届出をする必要があります。

問い合わせ及び申請先

〒332-0026 川口市南町1-9-20

川口市保健所 健康増進課 給付係あて

048-256-1135